

## 補助金等取扱基準

|                     |  |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称             | 諏訪市危険木除去等補助金   |
| 補助事業等の目標            | 危険木の伐採又は除去（以下「除去等」という。）に係る費用を補助することにより、倒木の被害から住民の生命及び財産を守り、もって安全な地域づくりと適切な森林整備を推進する。   |
| 補助事業等の対象者           | 危険木が存する森林の土地所有者  |
| 補助対象経費              | 危険木の除去等に要する次の経費<br>(1) 委託料<br>(2) その他市長が必要と認める経費   |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。<br>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】                                      |
| 補助事業等の評価            | 補助金交付の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署が補助事業の完了を確認する。   |
| 補助事業等の開始時期          | 平成31年4月1日  |
| 補助事業等の終了時期          | 補助事業の目標を達成するまで<br>【終了時期が3年を超える場合の理由】<br>倒木被害から住民の生命及び財産を守ることを目的に、継続的に補助事業を行う必要があるため。   |
| 情報の公表の方法等           | 補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。  |
| その他                 | 1 この取扱基準において「危険木」とは、市内の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。）に存する立木竹であって、倒木により市内の建物に被害を与えるおそれのあるものをいう。<br>2 一の森林の土地の所有者が同一年度内に補助金の交付を受けられることができる回数は、1回とする。 |
| 提出書類                | 【交付申請】<br>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>(1) 諏訪市危険木除去等補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 危険木の除去等に要する費用の見積書の写し</p> <p>(3) 位置図</p> <p>(4) 危険木の除去等を行う前の状況がわかる写真</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【変更・中止申請】</b></p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、諏訪市危険木除去等補助金変更等申請書（様式第4号-1）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><b>【実績報告】</b></p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、危険木の除去等が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市危険木除去等補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 危険木の除去等に要する費用の領収書の写し</p> <p>(3) 危険木の除去等を行った後の状況がわかる写真</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p> |
| <p>担当部署</p> | <p>農林課 耕地林務係</p>   |

平成31年 3月29日 制定（平成31年 4月 1日 施行）